

早期審査制度（中小企業や個人の皆様は早期審査を受けることができます）

特許出願をした後、特許庁の審査官が特許要件を審査した上で、特許権が付与されます。また、審査官の審査を受けるには、特許出願とは別に出願審査請求をする必要があります。出願審査請求をすることにより、審査の順番待ちに並ぶこととなりますが、審査の対象が多いため、審査待ち期間が平均で約2年（2010年実績）かかっているのが現状です。

このため、早期に特許権を取得することができるように、早期審査制度が採用されています。早期審査により、審査待ち期間を1.7ヶ月（2010年実績）に短縮することができます。このため、早期審査の申請件数は、2000年当時の約2000件から大幅に増加し、2010年では11000件を超えています。

中小企業や個人の皆様は、早期審査を受けることができます。

1. 早期審査を受けることができる出願

(1) 出願審査請求をした特許出願であること

早期審査制度は、特許出願の審査を早期に行う制度であるため、出願審査請求がされた特許出願であることが必要になります。

なお、早期審査の申請と出願審査請求は同時に行うこともできます。

(2) 次の①～④のうち、どれかに該当すること

①出願人が中小企業や個人等であること

(i)出願人が中小企業又は個人であるときは、早期審査を受けることができます。また、ベンチャー企業も、中小企業であれば、早期審査を受けることができます。

中小企業とは、従業員数又は資本金のうち、どちらかの基準に該当する企業です。

*従業員数の基準

a. 製造業、建設業、運輸業、次のb～e以外の業種	300人以下
b. 小売業	50人以下
c. 卸売業、サービス業(情報処理業と旅館業等を除く)	100人以下
d. 旅館業	200人以下
e. ゴム製品製造業	900人以下

*資本金の基準

A. 製造業、建設業、運輸業、次のB・C以外の業種	3億円以下
B. 小売業、サービス業(情報処理業等を除く)	5000万円以下
C. 卸売業	1億円以下

(ii)中小企業又は個人と、大企業との共同出願であるときも、早期審査を受けることができます。

(iii)大学、公的研究機関、承認TLO又は認定TLOも一定の条件の下で早期審査を受けることができます。詳細は、弊所にお問合わせ下さい。

②外国へ特許出願をしていること

出願人が中小企業又は個人等でない場合でも、その発明について外国へ特許出願をしているときは、早期審査を受けることができます。外国への特許出願には、PCTによる国際出願が含まれます。

③特許出願をした発明を実施していること

出願人が中小企業又は個人等でない場合でも、出願人又は実施許諾を受けた方が、特許出願をした発明を実施（：製造や販売等）しているときは、早期審査を受けることができます。また、早期審査の申請をした日から2年以内に実施を予定している場合も、実施をしている場合と同様に早期審査を受けることができます。

④その他、グリーン発明（：省エネやCO₂削減等に効果のある発明）についての特許出願又は震災復興支援関連出願についても、早期審査を受けることができます。詳細は、弊所にお問合わせ下さい。

(3) 優先権主張の基礎とされた特許出願でないこと

優先権主張の基礎とされた特許出願は、出願日から1年3月を経過すると取り下げられたものとみなされるため、早期審査の対象とはなりません。

2. 早期審査の申請手続

(1) 早期審査の申請をしようとする特許出願の出願人（代理人を含む。）が申請手続をします。出願人が複数いるときは、そのうちの1人でも手続できます。しかし、第三者が他人の出願について早期審査の申請をすることはできません。

(2) 早期審査に関する事情説明書を特許庁へ提出します。事情説明書は、弊所が作成します。

(3) 早期審査の申請手続について、特許庁への印紙代は不要です。

(文責) 弁理士 川瀬 裕之

*他のお役立ち情報（「特許料金の軽減制度が改正されました」や「発明の進歩性」等）は、<http://kawasepat.com/> をクリックし、「お役立ち情報」へお入りになることによってもご覧いただけます。